

官報

號外

明治三十五年一月二十四日 金曜日

印 刷 局

○第十六回 衆議院議事速記録第八號

明治三十五年一月二十三日(木曜日)午後一時十六分開議

議事日程 第七號 明治三十五年一月二十三日

午後一時開議

第一 害蟲驅除豫防法中改正法律案(政府提出)

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 用ニ關スル法律案(政府提出)

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 第五回内國勸業博覽會參考館ヘ陳列ノ爲輸入スル

貨物關稅免除ニ關スル法律案(政府提出)

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第七 國有土地森林原野下戻法施行法案(五名提出)

○議長(片岡健吉君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

臺灣ニ在勤スル巡查守隱料及遺族扶助料ニ關スル法律案

臺灣官設鐵道用品資金會計法案

明治三十三年度豫備金支出ノ件

明治三十三年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

明治三十三年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

明治三十三年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

賣藥印紙稅規則廢止法律案

提出者 高須賀 穂君 安藤 龜太郎君 龍野 周一郎君

根本 正君 恒松 隆慶君 堀家 虎造君

金岡又左衛門君 稲垣 示君 齋藤 卵八君

提出者 高須賀 穂君 安藤 龜太郎君 龍野 周一郎君

根本 正君 恒松 隆慶君 堀家 虎造君

金岡又左衛門君 稲垣 示君 齋藤 卵八君

鹽谷五十足君ヨリ取引所解散ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

委員長及理事左ノ適當選セラレタリ
京都府下國界並郡界變更法律案

委員長 石原半右衛門君

工業試驗所ニ板硝子製造練習工場設置ニ關スル建議案

委員長 根本 正君 理事 初見 八郎君

取引所解散ニ付質問書

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

右成規ニ據リ提出候也

明治三十五年一月二十三日

提出者 鹽谷 五十足 贊成者 平田 力之助

第一讀會 外三十一名

農商務大臣ハ昨年七月中未タ許可年限中ニアル取引所ニ解散ヲ命シタルハ

取引所法第二十七條ニ依ルト云ト雖モ該法第二十七條中如何ナル項目ニ依

リシ處置ナルカ了解シ能ハサルモノアリ之レ既得權上將來至大ノ關係ヲ有

スル事柄ナルヲ以テ明瞭ナル説明アランコトヲ望ム

右及質問候也

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮詢リスルコトガアリ

マス、堀家虎造君病氣ノタメ本月二十一日ヨリ二週間ノ請暇、星野甚右衛門

君實父病氣ノタメ本月二十日ヨリ二週間ノ請暇、高岡忠鄉君病氣ノタメ本月

二十二日ヨリ二週間ノ請暇、德差藤兵衛君病氣ノタメ本月二十一日ヨリ二週

間ノ請暇、星野助左衛門君病氣ノタメ本月二十一日ヨリ三週間ノ請暇、此各請

暇ヲ許可シテ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス——鹽谷五

十足君 (鹽谷五十足君演壇ニ登ル)

○鹽谷五十足君(百七番) 私ハ取引所ノ解散ニ附キマシテ、質問書ヲ提出致

シマシタ、此問題ニ附キマシテハ、唯取引所ノ解散ト云フコトノミナラズ、

其及ス所ガ政府ト國民トノ關係ニ於テ、重大ナル事件ダト信ジマスルガ故ニ、

質問ノ趣意ヲ説明スルノ已ムヲ得ザルニ至リマシタ、凡ソ此法治國ニ於キマ

シテノ、此法律規定ト云フモノハ、官民共ニ犯スコトハ出來ナイモノダラウ

ト信ジマス、殊ニ行政機關ニ於テ——行政官ニ於テ法律規則ヲ無視スルガ如

キコトガアタマトキニハ、實ニ其國家ト云フセノハ容易ナラザル出来事ニ

ナツテ參ルダラウト私ハ思フ、斯ウ云フ重大ナル關係デアルコトガ、何ニ依ッテアルカト云フト、此取引所解散ニ附イテ私ハ發見致シマシタノデゴザイマス、農商務大臣ハ昨年七月東方ノ取引所ニ、任意ヲ以テ解散ヲ命ジタモノモアリマスシ、解散命令ヲ發シテ解散ヲ命ジタモノモアリマスシ、其數ハナカノ多イノデアリマス、任意ヲ以テ解散シタノニ附イテハ、何ノ差支モ何ノ疑モゴザイマセヌケレドモ、任意デナク農商務大臣ガ解散命令ヲ發シテ解散スルト云フコトハ、取引所ノ許可年限中ニ在ルモノニ對スル處置トシテハ、十分ナル理由ガナケレバ解散ヲ命ズルコトハ出來マイト思フ、果シテ農商務大臣ハ取引所法第二十七條ニ依ッテ解散ヲ命ズルト言ハレマシタ、此取引所法ノ第二十七條ト云フモノハ、然ラバドウ云フモノデアルカト見テ見マスルト、斯ウ云フコトガアル「農商務大臣ハ取引所ノ行爲法律ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若クハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲナスコトヲ得、解散停止一部ノ停止役員ノ解散會員若クハ仲買人ノ營業停止若クハ除名」斯ウ云フモノナンデアリマス、ソコテ此法又ヲ見テ見マスルト云フト、要スルニ取引所ノ行爲ガ法律ニ違反スルトカ、或ハ取引所ノ行爲ガ公益ヲ害スルトカ、取引所ノ行爲ガ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認メラル、トカ云フ、此三ツノ項目ニ觸ル、モノデナケレバ、全體取引所ト云フモノハ解散セラルベキモノデハナイノデゴザイマス、勿論此取引所ガ正當ノ行爲ヲ爲シテ——當然爲スペキ正當ノ行爲ヲ爲シテ居ルナラバ、公益ヲ害スルトカ安寧ニ妨害アリト認メラレルトカ云フ場合ガ、アルベキ害ハナイノデアリマス、若シモアリトスレバ、元來取引所ト云フモノハ、存置スベカラザルモノデアルト云フコトニナルノデアルカラ、絕對的ニ此取引所法ト云フモノモ止メテシマハナケレバナラン、若シ又不都合ガアルナラバ、取引所法ヲ改メテ其患ノナイヤウニ、取引所法ノ改正ヲスルノ必要ガアルノデアリマス、サウスルト免モ角モシタ場合ニ於テ、始テ適用スベキ法文デアルト思フ、此外ニハドウシテモ日本ニ於ケル取引所ト云フモノハ、解散サレル場合ト云フモノハナイヤウニ、私共ハ考ヘラレルノデアル、所ガ事實ハ斯ウ云フコトガアルノデス、昨年關東地方ノ取引所ノ中デ、解散サレタ中ニハ勿論種々ナルモノガゴザイマセウケレドモ、中ニ就イテ私共ノ最モ其事情ヲ能ク知シテ居リマスル、高崎取引所ト云フモノニ附イテ取調べテ見マレタ所ガ、少モ此二十七條ニ抵觸スルガ如キ行爲ハ、同取引所ニハナカタノデス、獨リ私ガナイト信ズルノミナラズ、ナイト云フチョット一例ガアルノデス、チョット證據ニナルモノガアルノデス、ワレハ昨年ノ六月中農商務省カラ屬官ヲ派遣セラレテ、高崎取引所ノ内部ヲ能ク調査サレタサウデス、其時ニ何ノ不都合モナク、寧ロ地方ノ小取引所シテハ、整頓シテ居ル方アルト云ウテ、譽メラレタ位デアラト云フコトデ

ゴザイマス、然ルニ其七月——ソレガ六月ノコトデ、七月ニナリマスト云ト、農商務省カラ取引所ノ所長ヲ召喚サレテ、任意ヲ以テ御前ノ取引所ハ解散ヲシテハドウダラウト云フコトノ、相談ガアツダサウデゴザイマスケレドモ、是ハ高崎市ノタメニ重大ナル關係ヲ持ツコトデモアリ、殊ニ取引所ノ會議ト十分ニ協議ヲシテノ上デナケレバ、御答ハ出來マセスカラ、暫クノ間猶豫ヲ與ヘテ貰ヒタイト云フコトヲ言ハレタ所ガ、ソレハナラヌ、二十日マニ——七月ノ二十日マニ何トカ挨拶ヲセイト云フコトデアツタ、所ガモウ時日ガアリマセスモノデスカラ、逆モ二十日マニテニハ御答ガ出來マセス、極ク取急イデヤリマレテモ、二十五日マテハドウシテモ掛ラウト思ヒマスカラ、二十五日マテ御猶豫ヲ願ヒタイト云フコトヲ申シタ、ソレナラバサウスルガ宣カラ、高崎取引所ト云フモノハ前ニ申シマス通、別段屬官ヲ派遺シタノデゴザイマス、是ニ於テ本員等ハ大ニ疑フ起シテ參タノデアリマス、先ツ第一ニ取引所法ノ第二十七條中ノ如何ナル項目ニ依ッテ、處分ヲサレタコトデアラウカ、高崎取引所ト云フモノハ前ニ申シマス通、別段屬官ヲ派遺シタノデゴザイマス、是ニ於テ本員等ハ大ニ疑フ起シテ參タノデアリマス、先ツ第一ニ取引所法ノ第二十七條中ノ如何ナル項目ニ依ッテ、處分ヲサレタコトデアラウカ、高崎取引所ト云フモノハ前ニ申シマス通、別段屬官ヲ派遺カラ二十五日マニテニ御答ヲスルト云フ約束ヲシテ歸ツテ居ルノニ、其二十日ヲ待タズシテ、二十日ヲ以テ解散ヲ命ジナケレバ、何ニ依ッテ二十七條ノドノ急速ヲ要スル場合ガアツタノデアルカ、是モ分ラナイ、若シ又取引所ニ不都合ヲ爲シタノデアルカ、其項目ガ分ラナイノデアリマス、ソレカラ二十五日マニテニ御答ヲスルト云フ約束ヲシテ歸ツテ居ルノニ、其二十日ヲ待タズシテ、二十日ヲ以テ解散ヲ命ジナケレバ、何ニ依ッテ二十七條ノドノ急速ヲ要スル場合ガアツタノデアルカ、是モ分ラナイ、若シ又取引所ニ不都合ヲ爲シタノデアルカ、其項目ガ分ラナイノデアリマス、ソレカラ二十五日マニテニ御答ヲスル必要ハナカラウ、別ニ說諭シテ解散ヲサセル程ノ必要ハナカラウト思フ、是ハ農商務大臣ノ職權トシテ不都合ガアルナラバ、斷然解散ヲ命ジテ何ノ差支モナカラウ、相談ヲスル必要ハ決シテナカラウト思フ、若シ說諭ヲスルニシタ處ガ、其不都合ノ點ヲ舉ゲテ聞カセタナラバ、不都合ノ點ヲ舉ゲテ談ヲスル必要ハナカラウ、別ニ說諭シテ解散ヲサセル程ノ必要ハナカラウト思フ、是ハ農商務大臣ノ職權トシテ不都合ガアルナラバ、斷然解散ヲ命ジテ何ノ差支モナカラウ、相談ヲスル必要ハ決シテナカラウト思フ、若シ說諭ヲスルニシタ處ガ、其不都合ノ點ヲ舉ゲテ聞カセタナラバ、不都合ノ點ヲ舉ゲテサウシテ解散ヲ命ズルト云フノガ、當リ前ノ處置デアラウト私ハ考ヘル、又或ル取引所ガ若シ多少ノ不都合ガアツタシタ處ガ、此取引所ノ處分トシテハ、解散ヨリ重イ處分ハナイノデス、即チ此取引所處分ニ於ケル極刑ヲ加ヘルト云フ程ノコトガ、突然ニ起ルト云フコトハ、餘程不思議ナコトデハナイカト思フ、多少ノ不都合ガアツタシタ處ガ、突然解散ト云フ極刑ヲ加ヘナケレバナラヌ程ノコトハナカラウト思フ、順序トシテモ停會トカ若クハ何トカ、其不都合ノ點ヲ舉ゲテ、サウシテ相當ノ處分ヲスルガ當リ前デアラウト私ハ考ヘル、又或此高崎取引所ノ如キハ、屬官ヲ派遣シテ調ベタトキニモ、何ノ不都合モナシ、ソレカラ歸國致シテ評議ヲ遂ゲタ上デ御答ヲスル、二十五日マニテ待ツテ吳レト云フテ約束シテ歸ツテ、其二十五日ヲ待タズシテ二十日ニ解散ヲスルガ如キ處置ニ至シテハ、甚ダ本員等ノ不審ニ堪ヘナイコトダト思フノデス、想シテハ、整頓シテ居ル方アルト云ウテ、譽メラレタ位デアラト云フコトデ

フモノハ、餘り有益ナモノデナイ、害ハアルケレドモ益ハナイ所ノモノデアルカラ、解散シテシマハウト云フコトヲ、大體論ニ置イテ御極メニナツテ、ソレカラ處置サレタモノデモアラウカト想像ガ出來ル、果シテサウデアルト致シマスルト云フト、又茲ニ斯ウ云フ疑ガ起シテ來ル、公平ノ府トモ言ハル政府タルモノガ、不公平ナ處置ヲ爲シタノデアルト云フ疑ガ起シテ來ル、米穀集散其他ノ事情ニ於テ、高崎取引所杯ヨリハ、ヨリ多ク不必要ト認メルコトノ出來ル取引所デ、今日ニ至リテマダ解散ヲサレナイモノガ幾ラモアルノデアリマス、シテ見ルト不公平デアルト云フ疑ガトシテモ起シテ來ル、マサカニ當局大臣モ左様ニ不都合ナ不公平ナ處置ヲサレルコトモナカラウト信ゼラレル、ドウ云フコトデアルカ、茲ニ至リテ解散ヲサレナイモノガ幾ラモ故ニコソナ奇妙頂來ナコトガ出來タノデアラウカ、分ラナクナツテ來ル、所ガ斯ウ云フ説ガアルノデス、當局者ハ唯今ノ如ク不必要論カラ起シテ解散ヲスルト云フコトヲシテ、先ツ其手順トシテ取引所ノ内部ヲ能ク調ベテ見テ、不都合ノアルモノハ勿論解散ヲスル、不都合ノナイモノニシテモ、成ルベク任意解散ヲ命シテヤツテシマハウ、其解散ニ若シ應ジナイ場合ガアタトキニ、斷然解散ヲ命シテヤツテシマハウ、ソレニ附イテハ——幸ニ取引所ノ解散命令ト云フモノニ附イテハ、行政訴訟ヲ起スノ途ガナイ、テソレ故ニ其斷行ヲスルニ附イテ何ノ妨モナイカラ、ドシドヤツテシマハウ、斯ウ云フ考ヘカラ或ハヤツタモノデハナイカト云フ疑ガ起シテ來ル、或ハソレテヤツタノダラウト私ハ思フ、然ルニ高崎取引所ノ如キハ、前申シマシタ通色モノ不平ヲ持ツテ居リマスモノデスカラ、到頭行政裁判所ニ之ヲ出訴スルニ至リタノデス、其他高崎取引所以外ニモ出訴シタ所ガアルト云フコトデスガ、先ツ私ノ能ク知シテ居ルノハ高崎取引所デスガ、確ニ出訴ヲ致シマシタノデス、サウスルト當局者ハ、是ハ始メ行政訴訟ヲ起スノ途ガナイト云フコトヲ信シテ、少ハ不法デモコトハズ斷行シタノニ、行政訴訟ヲ起サレタモノダカラ、是ハ少シ驚イタ云フ所カラ、此處分ガドウナルモノデアラウカ、若シ當局者ニ不利益ナ裁判デモアルト云フト、容易ナラザルコトニナルト云フノデ、豫テ取調べテ置イテ、解散ヲ命シヤウト、調べノ出來テ居ル取引所ニ向シテ、解散命令ヲ發スルコトヲ猶豫シテ置イタ、斯ウ云フコトデアルト云フ説ヲ私ハ聞キマシタ、或ハ是ガ事實デアラウト私ハ思フノデス、是ガ果シテ事實デアルトスルト、當局者ハ斯ウ云フコトニナル、縱令公益ト認メタル好意カラ出タニモセヨ、惡意カラ出タノデナイニモセヨ、不法ト知リツ、訴願ノ途ガナイト云フコトヲ利器トシテ、口ヲ第一十七條ニ藉シテ解散ヲ斷行シタト云フコトニナルノデアリマス、ドウデゴザイマセウカ、政府タルモノノ行動トシテ左様ナ卑怯ナ處置ガ、正當ナ處置デアリマセウカ、吾ミハ如何ニモ政府ノ行動ト見ルコトハ出來ナイ、卑怯千万ナ處置デアルト私ハ思フ、嘗ニ行動ガ賤劣ナルノミナラズ、一國ノ行政官タルモノガ斯様ナコトヲシテ國民ニ接スルコトニナツタナラバ、國民ノ既得權ト云フモノハ何ニ依テ保タレルデゴザイマセウカ、國

民ノ生命財產ト云フモノノ安寧ハ、何ニ依テ保タレルデゴザイマセウ、國民ノ生命財產ト云フモノ、安寧ハ、何處ニ信頼スル所ガゴザイマセウ、此著生ヲ奈何ト云フ嘆ヲ發スルヨリ仕方ガナカラウ、斯ウ云フヤウナコトハ、專制政治ノトキニ於テスラモ容易ニ爲スペカラザルコトデアル、一國ノ平和ヲ保ツ上ニ於テ、斯ウ云フコトハ容易ニナスコトデナイ、況ヤ今日ノ我國ノ有様ニ於テ、斯ノ如キコトガ當局者ニ於テ爲サレ、現政府ニ於テ爲サレタスレバ、是ハ由々シキ大事デアルト私ハ信ズル、ソレ故ニ此質問書ヲ提出シマシタノデスガ、是ニ附イテハ私ガ言フマデモナク、速ニ且ツ明瞭ナル説明ヲ當局者ハ與ヘルノ義務ガアルト思フ、十分ナル説明ヲサレテ、本員等ノ疑ヲシテソシナ疑ハナカツタ云フコトデアルナラバ、獨リ本員ノ満足ノミナラズ、實ニ國家ノ満足ダト私ハ思ヒマス、是ガ私ノ質問ノ趣意デゴザイマス。○議長(片岡健吉君) 是ヨリ議事日程第一ノ議事ニ移リマス、害蟲驅除豫防法中改正法律案、政府提出、第一讀會、讀案ノ朗讀ヲ省略致シマス。法中改正法律案、政府提出、第一讀會、讀案ノ朗讀ヲ省略致シマス。

第一 害蟲驅除豫防法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

害蟲驅除豫防法中改正

「府縣知事」ヲ「地方長官」ニ改ム

第九條中「府縣稅」ノ上ニ「北海道地方費」ヲ加フ

第十條中「動物」ノ下ニ「又ハ黴菌」ヲ加フ

第十三條 本法中市町村ニ關スル規定ハ北海道ノ區町村、沖繩縣ノ區間切島及市制、町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル市町村ニ準スヘキモノニ之ヲ準用ス

(政府委員農商務總務長官安廣伴一郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(安廣伴一郎君) 本案ノ提出ニナリマシタル理由ハ、北海道其他本法ノ適用以外ニ在ル所ノモノニ、本法ヲ適用シタイト云フ理由ト、第一ハ近時ハ黴菌ト云フモノガ、農作物ノ大イニ害ニナルト云フコトヲ認メマシタカラ、是モ驅除豫防法ノ中ニ入レタイト云フ所カラ、本案ノ提出ニナリマシタ次第デゴザイマス、御協賛アランコトヲ……。○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、讀事日程ノ第一、右讀案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第二 右讀案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) ソレナラバ其通決シマス、次ニ議事日程ノ第三警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル者ノ費用ニ關スル法律案、政府提出、第

カ

(異議ナシ異議ナシ)ノ聲起ル)

一讀會、讀案ノ朗讀ヲ省略致シマス——司法大臣清浦奎吾君

第三 警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル者 第一讀會
ノ費用ニ關スル法律案(政府提出)

監獄則第一條ニ依リ警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル者ニ關スル費用ハ總テ警察費ヲ以テ之ヲ支辨ス但シ其ノ費額ニシテ北海道地方費及府縣ノ負擔ニ屬スル部分ハ命令ノ定ムル所ニ依リ監獄費ヨリ之ヲ償還スヘシ

附則

本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來監獄所屬ノ物品ニシテ警察署内ノ留置場ニ設備セルモノハ本法施行ノ際之ヲ北海道地方費及府縣ノ所屬トス但シ警察費ノ國庫支辨ニ屬スル地方ハ此ノ限ニ在ラス

(司法大臣清浦奎吾君演壇ニ登ル)

○司法大臣(清浦奎吾君) 監獄則第一條ニ依リマシテ、警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル、者ノ費用ハ、監獄費ヲ以テ支辨スペキ規定ニナッテ居リマス、ソレア食費及一身上ニ係ル所ノ費用ハ、實費ヲ以テ支給シ、其他衣服備付物品等ノ費用ハ、現品ヲ支給致シテ居ルヤウナ手續ニナツテ居リマス、然ルニ此物品ノ授受保管等ノ上ニ附キマシテハ、甚ダ其手數ガ煩雜デアリマス、特ニ監獄費ノ國庫支辨ニナリマシタル以來ハ、會計法規ノ規定上ニ於テ、益費用ノ區分物品ノ保管等ニ、煩累ノ手數ヲ要スルヤウナ次第ニアリマスカラ、今後ハ警察費ヲ以テ一切ノ費用ヲ支辨セシメ、而シテ追々テ監獄費ヨリ一定ノ金額ヲ、地方費ノ方ニ償還スルコトニ致シマスレバ、極テ煩雜ナル手數ヲ省イテ、其取扱ガ極テ簡便ニ歸スル次第ニアリマス、是レ即チ本案ヲ提出致シタ次第ニアリマスカラ、速ニ審議協賛アランコトヲ希望致シマス○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、議事日程ノ第四ニ移リマス、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議アリマセヌカ

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ第五ニ移リマス、讀案ノ朗讀ヲ省略致シマス、松島廉作君

○政府委員(目賀田種太郎君) 昨年ノ農商務省告示百三十九號ノ二條三條ニ依リマシテ、第五内國博覽會ニ於テ、外國ノ品ニシテ產業上參考ト爲ルベキモノハ、出陳ヲ許サレテ居リマス、其品ニ對シテハ其出陳中ハ關稅ヲ課セヌト云フノ案ニアリマシタ、即チ内地ノ產業ノタメニハ最モ便利ヲ與ヘヤウト云フ考デアリマス、至極重要ノコトニアリマス、殊ニ第五博覽會ノタメニハ、最モ利益アル案ニアリマス、御協賛ヲ請ヒマス○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、議事日程ノ第六ニ移リマス、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議アリマセヌカ

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、議事日程ノ第七ニ移リマス、讀案ノ朗讀ヲ省略致シマス、松島廉作君

第七 國有土地森林原野下戻法施行法案(松島廉作君外五名提出) 第一讀會

第一條 國有土地森林原野下戻法第二條第一號ノ公簿若ハ公書ニ依リ所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルモノトハ左ニ列記シタルモノヲ謂フ

一 檢地帳ニ段別ヲ掲ケ村持トアルモノ

二 檢地帳ニ山高何程トアルモノ

三 裁許狀ニ某村持又ハ某村進退若ハ支配トアルモノ

四 裁許狀ニ林場ト定メ植林開墾ヲ禁ストアルモノ

五 裁許狀ニ入會村ノ内某村某村ハ柴草ノミヲ採收スヘシ某村某村ハ立木ヲ採收スヘシトアルモノ

六 裁許狀ニ入會村一同ノ協議ニ非サレハ山札ヲ發シ札米ヲ取ルヘカラストアルモノ

七 公ナル契約書ニ他村ニ入會ヲ許シタルモ若干種ノ立木伐採ヲ許サストアルモノ

八 公ナル契約書ニ他村ニ其ノ他ノ一部又ハ全部ヲ貸與シ又ハ山札ヲ以テ入會ヲ許シ札米ヲ收ムトアルモノ

九 其ノ他公簿若ハ公書ニ所有又ハ分收ノ事實ト認ムヘキ廉アルモノ證アルモノトハ左ニ列記シタルモノヲ謂フ

一年貢割付書又ハ皆濟目錄ニ高何程トアルモノ但シ小物成高ハ此ノ限ニ在ラス

二 年貢割付書又ハ皆濟目錄ニ年貢、山手、野手、山役、野役トアルモノ但シ定納グラサル山役、野役ハ此ノ限ニ在ラス

三 其ノ他各藩ノ制度ニ於テ山野ノ租ト認ムヘキモノ

第五 第五回内國勸業博覽會參考館ヘ陳列ノ爲輸入 第一讀會

スル貨物關稅免除ニ關スル法律案(政府提出)

第五回内國勸業博覽會參考館ヘ陳列ノ爲輸入セラル外國貨物ニハ左ニ掲

クル場合ヲ除クノ外關稅ヲ課セス
一、輸出ノ爲ニ非シテ博覽會場ヨリ引取ラルトキ
二、輸出ノ爲引取ラル貨物ニシテ博覽會閉會後二箇月以内ニ輸出セラルトキ

(政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル)

第三條 公簿若ハ公書ニ民有ト認ムヘキ事實ト官有ト認ムヘキ事實ト竝存スル場合ニ於テハ左ノ區別ニ依ル

一 前ノ事實ト後ノ事實ト相異ナリテ其ノ性質相容レサルモノハ前ノ事實ニ從フ

二 前ノ事實ト後ノ事實ト相異ナルモノ後ノ事實ハ前ノ事實ヲ變更シタルモノト思料セラルトキハ後ノ事實ニ從フ

三 名稱ト事實ト相反スルモノハ事實ニ依ル

四 數箇ノ名稱ヲ有スルモノハ一ノ正シキ名稱ニ從フ

五 總テノ點ニ於テ官民何レトモ區分スル能ハサルモノハ其ノ地ヲ折半下戻ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ拂下處分ヲ經タル者本法ニ依リ下戻ヲ爲スヘキトキハ其ノ代金ヲ下付ス

(松島廉作君演壇ニ登ル)

○松島廉作君(二百六番) 諸君、唯今問題ニナツテ居リマス所ノ國有土地森林原野下戻法施行法、此法案ハ本員外五名ヨリ提出致シタモノニアリマス、本員ガ提出者ニ代リマシテ、是ヨリ提出ノ理由ヲ聊カ説明ヲ致サウト思ヒマス、ソレカラニノ受高下戻ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ拂下處分ヲ經タル者本法ニ依リ下戻ヲ爲スヘキトキハ其ノ代金ヲ下付ス

(五)

ノ如ク法典ノ完備ナルモノガアル譯デハナイ、ソレ故ニ此ニ於テ所有ノ事實ヲ證スルモノト書イテアラテモ、實際ニ當ルト如何ナル事柄ガ、所謂所有ノ事實デアルカト云フ問題ニ至ルト、餘程苦ムノデ、ノミナラズ人々其見解ヲ異ニスルノデアリマス、而シテ唯今當局者ハドウニ云フコトニ區別ヲシテ居ルカト云フニ、其事柄ハ私ノ知ル所デハナイガ、想フニ人々意ニ任カシテ、思フ儘改テ居ルニ外ナラスト思フ、ソレ故ニ此等ノコトニ附イテ、斯クスクノ事實ハ即チ所有ノ事實デアル、斯クスクノ事柄ハ所有ノ事實ヲ認メラレヌト云フコトヲ施行法ニ掲タルハ、今日ニ於テ必要デアラウト思ヒマス、提出者ハ成ルベク調査ヲ致シテ、ソレカト云フ理由デアリマスガ、是等ノ項目ニ附イテハ諸君ニ御意見ノアルコトデアルト思ヒマス、若シ之ニ修正ヲ加ヘラル、又ハ正租ト云ヘバ、誠ニ雜作モナク、其事柄ヲ知リ得ルヤウデアリマスガ、アラバ、提出者ハ喜デ其御説ヲ聞クノデアリマス、是ガ下戻法ノ第二條ニ對スル説明ヲ加ヘナケレバナラスト云フ理由デアリマスガ、ソレカラニノ受高又ハ正租ト云フモノニ至ルト、愈々困難ナ事實ガアル、是モ一見スルト受高幕府ノ制度ヲ調べルト、高ト云フモノニモ種々ノ高ガアル、其一二ノ例ヲ申セバ、檢地ヲ受ケルモノ同ジヤウニ受ケタコトモアル、其後ニ至ツテ野役山役ト云フモノヲ高ニ結ンダノモアル、又小物成ト云フ高モアル、ソレガタメニ高受又ハ正租云々トアラテモ、如何ナル高ヲ以テニシテ之ニ當ルベキモノトスルカ、是レ亦人々見解ヲ異ニスルノデアル、正租ト云フモノニ至ツテハ、是ハ最モ其此案ハ御承知ノ如ク第十二議會ニ於キマシテ、此院ニ於テ協賛ヲ與ヘマシテ、法律ト爲シテ發布セラレテ居リマスル國有森林原野下戻法、此法律ニ向ヒマシテノ説明ヲ加ヘマシテ、其施行ヲシテ明白ニ且ツ確實ニ行ハシメタイト云云フ精神ニ外ナラナイノデアリマス、下戻法ト云フモノハ、御承知ノ如ク、地租改正處分ニ依シテ官有地ニ編入サレマシタモノ、社寺上地應分ニ依シテ官有地ニ編入サレマシタモノ、及府縣設置以後上地處分ニ依シテ官有地ニ編入サレマシタモノ、其誤謬ヲ訂正シヤウト云フ越意ノ法律ニアリマス、所デ内容ニ附イテ申シマスト、其内最も多數ナルモノハ、地租改正ノ當時ニ於テ公有地ト爲シテ居ルモノ、官民有區分ヲ設シタ部分が最モ多イ、而シテ下戻法案ニ於テ官民區分ニ適用サルベキ箇條ハドレバト云フト、御承知ノ通ニ唯一項シカアリマセヌ、ソレハ同法ノ第二條一項及二項ニアリマス、ドウ云フ風ニ書イテアルカト云フニ、一項ニハ公簿若クハ公書ニ依リ所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルモノト、斯様ニナツテ居ル、又二項ニハ高受又ハ正租ヲ納メタル證アルモノト、斯様ニナツテ居ル、一見シテ明瞭ナルガ如クデアリマスガ、併ナガラ一步進テ其實際ノ有様ヲ研究スルト、ナカク明白デアルト云フコトハ言ヘヌノデアリマス、ナゼナレバ御承知ノ如ク、官民有區分ハ、地租改正ノ以前ニ有様ニ依シテ區別スルト云フノデ、實際ヲ云フドウ云フ風ニ書イテアルカト云フニ、丁度少デモ民有ラシキコトガアマス、而シテ其當時ノ文書ヲ見ルニ、勿論今日トハ用語モ變ツテ居リ、今日

三ノ標準ヲ定メ又前ニ申シタ廉ミヲ規定シテモ、其實效ヲ奏シナイコトニ
ナル、此ニ於テ是等ノモノハ、如何ナルモノハ區別ヲスルカト云フコトヲ、
規定致シタイト申スノガ一箇條デアリマス、諸斯様ニ規定シテ見マスルト、
茲ニ是非トモ併テ規定セネバナラヌ事實ガ生ジテ來ル、ソレハ下戻法實施以
後今日ニ至ルマデノ間ニ、唯今規定シヤウト云フ、其規定ニ反イテ、不許可ノ
處分ヲ受ケタルモノ、處置ニアリマス、若シ早ク此施行法ト云フモノガ定シ
テ居リマスナラバ、左様ナ不幸ニ遭ハヌコトハ申スマデモナイコトデアリマ
ス、シテ見マスルト茲ニ此法律ヲ定メルト云フナラバ、此分ニ對シマシテ
ハ——左様ナル分ニ對シテハ、相當ノ救濟ノ道ヲ與ヘナケレバナリマセヌ、ソ
レ故ニ下戻法實施以後、此施行法施行ノトキマデノ間ニ、此規定ニ反イテ不
許可ノ處分ヲ受ケマシタモノハ、更ニ一箇年間申請ヲ爲スノ猶豫ヲ與ヘヤウ
ト云フ趣意ニアリマス、以上述べマシタモノハ、即チ此施行法ヲ提出致シマ
スル精神趣意ニアリマス、若シ此施行法ノ如キモノヲ定メマセズシテ、唯今
ノ儘デ參リマシタナラバ、當局者ハ意ニ任セテ或ハ許シ或ハ許サムト云フヤ
ウナ結果ヲ見ルノ外ナイト思ヒマス、斯様ニアリマスルト、其間ニ言フベカラ
ザル弊害モ亦生ズルノアリマス、若シ此事柄ヲ或ハ狹クシ或ハ廣クシ、其
事柄ニ於キマシテハ諸君ノ見ル所ニ於テ、如何ニ御修正ヲ加ヘラレマセウト
モ、提出者ニ於キマシテハ喜テ御説ニ從フノニアリマスガ、何トカシテ此
規定ヲ致シマセヌデハ、到底下戻法ノ趣意ヲシテ、圓滿ニ正確ニ行レシムル
ト云フコトハ、極テ難イコトアルト信シマス、ソレ故ニ此法案ヲ提出致シ
マシタ譯ニアリマスカラ、ドウゾ其趣意ヲ御諒知下サイマシテ、速ニ成立致
サンコトヲ希望致シマス

○恒松隆慶君(二百二十四番)此案ニ就イテハ各地事情ヲ異ニスル事柄デア
リマスカラ、十八名ノ委員ヲ議長カラ御指名ナランコトヲ希望致シマス
〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ本案ニ附イテ十八名ノ特別委員ヲ議長
ガ指名スルト云フ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、是ヨリ報告ガアリマ
ス

(書記朗讀)

害蟲驅除豫防法中改正法律案

委員ヲ指定スルコト左ノ如シ

井上信八君 林彦一君 児玉伸兒君
金井貢君 新開貢君 井上彦左衛門君
蓼沼丈吉君 佐藤宗彌君 江角千代次郎君
松岡長康君

警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル、者ノ費用ニ關スル法律案

早川龍介君 中埜廣太郎君

國有土地森林原野下戻法施行法案

赤土亮君 野間五造君 中山平八郎君
田邊爲三郎君 多田通君 天野若圓君
有馬要介君 持田若佐君 高梨哲四郎君
大津淳一郎君 小松喜平治君
山下千代雄君 關信之介君 永井嘉六郎君
西原清東君 有村連君 千田軍之助君
高橋九郎君 斎藤卯八君 國重政亮君
大村和吉郎君 門馬尙經君 降旗元太郎君
佐々木正藏君 加藤六藏君 工藤行幹君
武市庫太君 松島廉作君 妻部井磐根君
午後二時五分散會

赤土亮君 野間五造君 中山平八郎君
田邊爲三郎君 多田通君 天野若圓君
有馬要介君 持田若佐君 高梨哲四郎君
大津淳一郎君 小松喜平治君
山下千代雄君 關信之介君 永井嘉六郎君
西原清東君 有村連君 千田軍之助君
高橋九郎君 斎藤卯八君 國重政亮君
大村和吉郎君 門馬尙經君 降旗元太郎君
佐々木正藏君 加藤六藏君 工藤行幹君
武市庫太君 松島廉作君 妻部井磐根君
午後二時五分散會

(讀毒地救濟日誌)

明治三十四年十二月二十八日 晴

本日午前五時三十分頃馬車中ニ於テ出張員山本陸治、伊東玄英、谷口清水竝ニ讀毒事務所特派員大出喜
ル、コト・ナレリ
平出會シ午前六時半上野駅ノ汽車ニ塔寺被害地ニ向ヒ同八時三十分古河駅ヘ著シ同町ニア尾澤ニ要ス
ル器具薬品等ヲ求メ谷中村ニ下宮ノ隣村ヲ經テ午前十一時三十分群馬縣邑樂郡海老瀬村松本英一方ヘ
著ス
讀毒事務所特派員大出喜平松本英一施療實施ノ件ニ關シ當該村長ト種々交渉ノ結果大ニ便宜ヲ與ヘラ
ル者後晩時ヲ經テ當村役場員小林林一郎來訪本日ハ讀毒準備ヲナス豫定ノ所東京ヨリ到着スヘキ器具
薬品未著ノタメ何事を成スコトナク一日ヲ暮セリ

明治三十四年十二月二十九日 晴

本日午前十時頃東京ヨリ木山定生江口千代、藤原薰同クの來者
昨日出張ノ伊藤玄亮ハ江口千代ラ伴ヒ午前四時古河駅ノ汽車ニテ歸京ノ途ニ就カレタリ
本日ヨリ診察ヲ始メシモ已ムヲ得サルモノ、外ハ投薬セサリキ之レ藥局不備ノタメナリ
本日施療院ヘ集リシ患者總數約百數十名中診察終ヘシモノ内外科十八名眼科二十名
明治三十四年十二月三十日 晴

本日午前八時頃谷中村利島村河邊村ノ總代診察ノ件ニ付來訪セリ

本日午前九時頃ヨリ診察ヲ始メ午後二時晩食ヲナシ午後七時閉院ス

本日診察終ヘ投薬セルモノ内外科六十九名眼科六十二名眼科再來六名ニシテ單ニ診察ノミヲ施セシ

(モノ數名往診三名アリタリ)

本日當村醫師小野玄仲龍療院へ來訪セリ

東京ヨリ基督教青年風ノモノ二名被害地視察トシテ來村セルモノ當龍療院へ來院セルニヨリ木山定生懇ニ診察所營局ヲ案内シ山本陸治八十二指臘蟲ノ由來ニ付詳細ニ説明シタリ本夜藤原蒸同みのぶハ松本宅へ一泊ス

本日午前十時半ヨリ開院午後九時閉院ス

明治三十四年十二月三十一日 晴

本日午前十時半ヨリ開院午後九時閉院ス

明治三十五年一月一日 晴

本日ノ患者數左ノ如シ

眼科 新百十一人 再來二十三人 内外科 新七十八人

眼科 新百十一人 再來十人

午後一時頃藤原蒸者セリ

午前八時竹内而順歸京ノ途ニ上レリ

青年學院學生野口義造板木中學生三課來院調剤部ノ補助ヲナセリ

界村大馬門駄在巡查金子由之助來院セリ

本日施治患者數

内科 新患四十九人 舊患三人 眼科 新患八十九人 舊患五人

内科 新患八十八人 再來十人 眼科 新患百二十四人 再來二十五人

本日モ野口義造三關太一郎來院藥局ヲ補助セラタリ

本日午後一時頃東京ヨリ淺野玄秀到著シ患者其他ニ對シ一場ノ法話ヲ試ミタリ

午後六時頃田中正造來宅シ淺野玄秀會セリ本日大出喜平ハ吾妻村へ出張セリ

明治三十五年一月七日 晴

本日午前九時開院午後八時閉院

内科 新患九十五人 再來六人 眼科 新患二十五人 再來

ニシナ診察ヲ受ケシモホトニ保ラス投薦セルモノハ總數三十五名ナリキ

本日午前中野口義造三關太一郎藥局ノ補助ヲナシ午後ヨリ當村役場書記小林理三郎、渡瀬村ノ某氏及

ロ大島村横山春五郎薬局ノ補助ヲナセリ

横山春五郎ハ明後日ヨリ當施療院ニ在院シ薬局詰メタルコトヲ承諾セラタリ

本日午前一時頃淺野玄秀當地ヲ出發シ被害地ヲ巡視シテ歸京ノ途ニ就ケリ

本日午前十時頃大出喜平吾妻村ヨリ歸院ス

當院眼科擔當醫山本陸治ハ鑽毒被害民救濟會ヘ列席ノタメ午後四時頃當地出發歸京セリ

本日ノ訪問客左ノ如シ

西谷田村

田沼鹿三郎、町田佐重、尾崎庄藏、北村儀十郎、石山房吉、青木利三郎、三田善藏

大島村

横山春五郎 (助役) 太田新八

三鴨村 山中常藏

安蘇郡醫會長 清水武文

吾妻村ノ新井豐蔵、野村千代藏、渡瀬村ノ原彌太郎外一名ハ實況觀察トシテ來院シ即日歸村ス

明日海老瀬村ニ於テ施療セシ患者再診ノ事ヲ關係各村ニ通知セリ

明治三十五年一月八日

往診二軒

再診 五十四人 初診 二十二人

右ノ如ク患者數ノ寡カリシハ全ク通知ノ行キタラサリシカ爲メナリ

本日施療員藤原蒸ノ一行ハ海老瀬村松本英一宅ニ於テ診察ラヌス

本日施療員藤原蒸ノ一行ハ海老瀬村松本英一宅ニ於テ診察ラヌス

再來 二十二人 新患 十三人

午前十一時半當施療院眼科擔當醫山本陸治ハ新ラタニ薬局員トシテ村松昌一ヲ伴ヒ海老瀬ニ詣著セシ

ニ付藤原蒸谷口清水ハ村松昌一ヲ伴ヒ松本英一宅ニ於テ診察セシ患者數及藤原醫士カ界施療院ニ於テ診療セシ患者左ノ如シ

午後山本醫士カ海老瀬村ニ於テ診療セシ患者左ノ如シ

午後安蘇郡醫會長清水武文永島宅ニ來訪セシモ一行未著ナリシハ以テ大出喜平應接セリ本日午前海老瀬村ノ親母子第民松本クマニ滋養品一ヲ與ヘ竹内而順之ヲ見舞セリ

明治三十五年一月五日

朝來器械藥品ヲ陳列セリ

本日昨日海老瀬村ニ於テ診察セシ患者其他ニ對シ投薦セシ總數左ノ如シ

新舊患者投薦數 百三十名

東京鐵道被害民救濟會ヨリ在原實城午後二時視察トシテ來村セリ
本日山本醫士ト同道セシ村松昌一及ヒ大島村横山春太郎當施療院藥局へ勤務ス
明治三十五年一月十日 晴
午前九時界村施療院開院(當村部内患者再診ノ豫定)診療患者數左ノ如シ
眼科 再來 新
内科 午前中 再來二十五人 新來八人 授業患者 八十餘人
谷口清水辟シテ東京ニ歸ル爲メニ午前十時界村ヲ發シ附近ノ被害地ヲ視察シ佐野禪ニ向フ
在原實城大出喜平ト共ニ午前十時界村ヲ發シ沿道被害地ヲ視察シ窮民ヲ訪問シツ、午後二時牛群馬縣
邑樂郡渡瀬村雲龍寺ニ著セリ
藤原薰午後二時界村ヲ發シ渡瀬村雲龍寺ニ著午後三時直ニ第三施療院ヲ開設シ患者ヲ診察シ午後七
時ニ了ル

診察新患者數 三十九人
内科 午前中 再來二十五人 新來八人 授業患者 八十餘人
眼科 治療數名 二十人

村松賢朝松本頤朗石村清七島田初藏ノ四氏ハ雲龍寺裏ナル被害激甚地ヨリ下羽田鳩民ノ家ヲ訪問セ
ラテ歸院シ村松賢朝、石村清七、島田初藏、高隆憲ノ四氏ハ界村被害地ヲ視察ノ上歸京セシ豫定ニテ
零時三十分施療院ヲ出發セリ
界犬伏大島植野、西谷田總代系井藤次郎黒田善平來院シ施療

明治三十五年一月十五日 三對スル謝狀ヲ持參セリ
内科 診察數名 二十人
藤原氏夫婦本日午前八時歸京ノ途ニ就カシ所員一同施療移轉ノ爲メ器具藥品ヲ結束シテ渡瀬河岸ヨリ
船ニ積ミ渡瀬川ヲ下リ山本隆治ハ船津川病者診察ノ上字中渡ヨリ乘船シ他數名モ同行乗船シ一行西
谷田ニ上陸シ嵩山激甚地ヲ視察シ永島禮七宅ニ入り開院ノ設備ヲナス鈴木萬次郎視察ニ來リ之ヲ旅宿

富田屋ニ訪ブ

本日マテ施療セシ患者ヲ町村別ニ集計セハ左ノ如シ
海老園村 三百二十五人 利島村 七十八人
西谷田村 五十八人 新合村 四十四人
大島村 四十七人 谷中村 三十四人
渡瀬村 百五十七人 百四十二人
多々良村 二十九人 犬伏町 三十五人
川邊村 九十八人 植野村 九十二人

吾妻村 百九十九人
久野村 百七十七人
其他 五人
毛野村 六十一人

海老園村	三百二十五人	利島村	七十八人
西谷田村	五十八人	新合村	四十四人
大島村	四十七人	谷中村	三十四人
渡瀬村	百五十七人	百四十二人	百四十二人
多々良村	二十九人	犬伏町	三十五人
川邊村	九十八人	植野村	九十二人

午前七時開院ノ設備備エ付ケ等ヲナシ九時半患者ヲ診察ヲ初ム午後八時閉院
内科 新患七十三人 再來七人 内科授業患者數 百〇三人
眼科 新百二十八人 再來二十五人
在原實城藤原みのぶ午前中附近被害地視察シ窮民ヲ訪問セリ
明治三十五年一月十一日 晴
在原實城午後三時出發歸京ス

大出喜平所用ヲ帶ヒ大島村ニ泊ク

一行五人雲龍寺ニ泊ス

明治三十五年一月十二日

午前八時開院午後八時閉院

内科 新患百〇五人 再來十八人 眼科 新患百五十四人 再來三十人

救濟會派出員船高隆憲及ヒ谷口清水東京ヨリ來ル看護婦永守キチ同時ニ來著シ斯葉ノタメニツクスコ

トハナレリ

在原實城藤原みのぶ午前中附近被害地視察シ窮民ヲ訪問セリ

在原實城午後三時出發歸京ス

大出喜平所用ヲ帶ヒ大島村ニ泊ク

界村永島 訪問セラル

午前八時開院午後八時閉院

内科 新患百二十七人 再來十三人 眼科 百三十九人 再來五十二人

午後二時本部ヨリ松本願期出張セリ同時ニ本郷駄込西教寺住職村松賢朗、石村清七、島田初藏來院一行

附近ノ地ヲ視察セリ

鶴高隆憲谷口清水藤原ミノブ午前十時半頃ヨリ附近ノ地ヲ視察セリ

午後八時頃谷口清水歸京ノ途ニ上レリ

一行十二人雲龍寺ニ泊ス

明治三十五年一月十四日

午前七時開院

内科 新患者六十三人 出張新患者十人 再診十三人

眼科 新患者八十五人 出張新患者十九人 再來四十七人授業ノミノ數四十五人

午前八時開院午後八時閉院

内科 新患百二十七人 再來十三人 眼科 百三十九人 再來五十二人

午後二時本部ヨリ松本願期出張セリ同時ニ本郷駄込西教寺住職村松賢朗、石村清七、島田初藏來院一行

附近ノ地ヲ視察セリ

鶴高隆憲谷口清水藤原ミノブ午前十時半頃ヨリ附近ノ地ヲ視察セリ

午後八時頃谷口清水歸京ノ途ニ上レリ

一行十二人雲龍寺ニ泊ス

明治三十五年一月十四日

午前七時開院

内科 新患者六十三人 出張新患者十人 再診十三人

眼科 新患者八十五人 出張新患者十九人 再來四十七人授業ノミノ數四十五人

午前十時診察ヲ中止シ吾妻村大字下羽田窮民ノ病者數名ヲ往診シ上下高橋ヲ歷テ富田村大字奥戸ノ裏

ナル被害激甚地ヲ踏査シ奥戸窮民ノ病者數名ヲ診察シ各病者ニ處方箋ヲ與ヘ施療所ニ來

リテ薬ヲ求ムヘキコトヲ諭シ同村ノ渡波越エテ久野村堤上ニ出テ所謂野田ノ毒塚ヲ點検シ下野田高橋

下羽田ヲ歷テ歸院シ更ニ診察ヲナス

一行ハ山本藤原兩醫士並ニ藤原みのぶ黒崎禪翁外敷名ノ案内アリ

キヨリサキ午前九時